那須塩原市社会福祉協議会

第１次中期経営計画

（令和８年度～令和 15 年度）



社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会

目　次

計画の概要

１　計画策定の背景・目的……1

２　使命・経営理念・基本方針……2

３　計画期間……2

４　計画の位置づけ(地域福祉活動計画・事業計画との連動性)…3

５　計画の体系

６　将来あるべき姿・具体的な取り組み……5

Ⅰ　法人運営部門……5

Ⅱ　地域福祉活動推進部門……15

Ⅲ　相談支援・権利擁護部門……19

Ⅳ　介護・生活支援サービス部門……23

７　計画の進行管理……26

８　計画の策定経過……26

１　計画策定の背景・目的

今日の地域社会では、９０６０世帯やダブルケア、ヤングケアラー等の複合的な課題を抱える世帯の増加、ひきこもりの長期化・高齢化が進んでいます。そこでは、経済的困窮、貧困の連鎖、生きづらさ等の課題が重なり、制度の狭間に陥るケースが多く、従来の縦割りの社会福祉制度では対応が難しい状況が生じています。また、相談窓口に自ら相談に行くことやサービスの利用の手続きをすることが難しく、時には解決を自らあきらめてしまう等、必ずしも支援に結び付かないケースが多数存在しています。こうした状況にある人々に共通する背景には、地域コミュニティの希薄化とそれによる社会的孤立の問題があり、単に制度やサービスにつなぐだけでは解決しないケースは少なくありません。

このように社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、「ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる地域社会」づくりを推進するという使命を果たし続けるには、中長期的な展望に基づく「将来あるべき姿」を明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、計画的に取り組めるように具体的な方法を定める必要があります。

そこで、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」としての使命や経営理念、基本方針を明確にし、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務運営等に関する具体的な取り組みを明示した８年間を期間とする行動計画を策定することとしました。

２　使命・経営理念・基本方針

＜使　　命＞

那須塩原市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる地域社会」を創造することを使命とする。

＜経営理念＞

那須塩原市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき、活動・事業を展開する。

（１）住民を主体とした「ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる地域社会」の実現
（２）誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる支援の実現
（３）住民及び地域の関係者との協働による包括的な支援体制づくり
（４）地域生活課題に基づく先駆的・開拓的な地域福祉活動の創出
（５）持続可能で責任ある自律した組織経営の推進

＜基本方針＞

那須塩原市社会福祉協議会は、「住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公共性と公益性を有する民間非営利組織として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

（１）地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
（２）活動・事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、住民や地域の関係者の参加と協働を徹底する。
（３）活動・事業の効果測定やコスト把握等の評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
（４）すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

３　計画期間

令和 8 年度（2026 年度）～ 令和 15 年度（2033 年度）の 8 年間

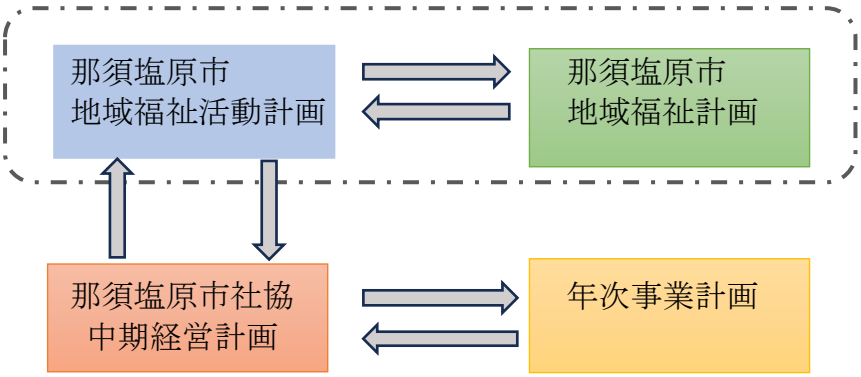
本計画の期間は、令和 8 年度（2026 年度）～ 令和 15 年度（2033 年度）の 8 年間とします。令和 10 年度には中間見直しを実施します。また、社会情勢の変化や法令・制度の改正が生じた場合には、随時見直しを行います。

<table>
<tr><td>年度</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td><td>R15</td></tr>
<tr><td>地域福祉活動計画</td><td colspan="3">現地域福祉活動計画</td><td colspan="5">次期地域福祉活動計画</td></tr>
<tr><td>中期経営計　画</td><td colspan="2"></td><td>中間見直し</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

４　計画の位置づけ（地域福祉活動計画・事業計画との連動性）

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するために必要な取り組みを具体的に示した計画であり、中期経営計画はこれらの取り組みを着実かつ効果的に進めるための経営基盤の強化を目的とした計画です。また、中期経営計画において計画された取り組みは、年次事業計画によって具体化し、実施していきます。

３つの計画を連動させることで、地域福祉の推進と組織運営が一体的に進む仕組みを構築します。

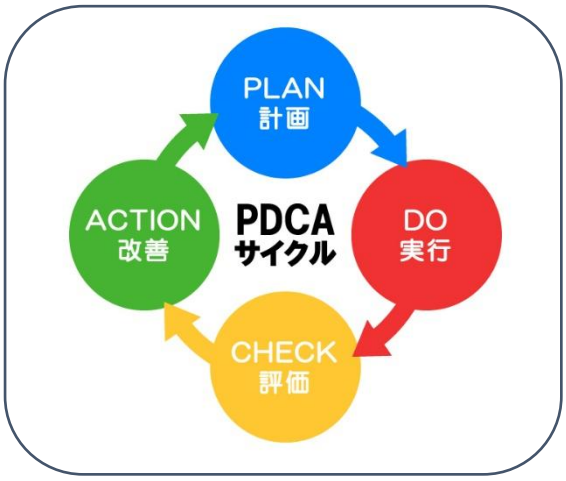


※地域福祉活動計画の下支え

地域福祉活動計画	計画の違い	中期経営計画
地域福祉を推進するために必要な取り組みを具体的に示すもの	目的 （何のために）	地域福祉活動計画の取り組みを進めるための経営基盤の強化を図るもの
地域住民、福祉関係者、 社協職員	計画策定推進主体 （だれが）	社協職員

７　計画の進行管理

本計画の進行管理及び評価は、ＰＤＣＡサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき、単年度ごとに実施します。



８　計画の策定経過

	理事会	局長等会議	プロジェクト会議	係長等会議	中堅ミーティング	若手ミーティング
R7 年 3 月	3 月 13 日					
4 月		4 月 17 日				
5 月		5 月 15 日	5 月 13 日			
6 月					6 月 26 日	6 月 19 日
7 月		7 月 17 日	7 月 8 日	7 月 3 日		
8 月			8 月 4 日		8 月 21 日	8 月 28 日
9 月		9 月 18 日	9 月 10 日	9 月 4 日		
10 月		10 月 20 日	10 月 6 日 10 月 30 日		10 月 30 日	10 月 16 日
11 月						
12 月			12 月 16 日			
1 月		1 月 20 日	1 月 23 日	1 月 8 日		
2 月		2 月 19 日				
3 月			3 月 3 日			
R8 年 4 月		4 月 16 日		4 月 2 日		
5 月		5 月 21 日		5 月 7 日		
6 月	6 月 4 日					

※上記の他に各課において課内会議等を随時実施

那須塩原市社会福祉協議会　中期経営計画
令和８年６月

発行　社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会
住所　〒329-2705　那須塩原市南郷屋５丁目 163 番地（健康長寿センター内）
ＴＥＬ　０２８７－３７－５１２２
ＦＡＸ　０２８７－３６－８７１０
ホームページアドレス　https://ns-shakyou.jp/
メールアドレス　info@ns-shakyou.jp

ホームページ　Facebook　Instagram　LINE

※計画書の全文をご覧になりたい方や、詳しい内容についてのお問い合わせは、上記までご連絡ください。

5　計画の体系

部門	実施項目	取り組みのポイント	担当部署
Ⅰ　法人経営	（１）理念に基づく計画的な経営の推進	①　使命・理念・基本方針の明文化と周知 ②　中・長期的な経営計画に基づく組織経営の推進 ③　健全な経営のための財務管理を行う ④　部署間連携の推進	総務課
	（２）人材の確保・育成・定着への支援	①　職員の確保・育成・定着への支援 ②　人事労務管理制度の構築	総務課
	（３）財源確保	①　多様な財源の確保・活用 ②　委託事業の適正化を図る	総務課
	（４）構成員・会員の拡充	①　住民会員の増強 ②　賛助会員（特別会員）制度の整備	総務課
	（５）行政とのパートナーシップの推進	①　行政各課との連携推進 ②　本会の活動・事業への理解促進 ③　ソーシャルアクションの強化	総務課
	（６）広報、情報発信	①　社協の事業・活動等の発信	総務課
Ⅱ　地域福祉活動	（１）住民主体の福祉活動を推進する組織づくり	①　住民主体の福祉活動を推進する地域福祉推進基礎組織の組織化 ②　住民の福祉活動の拠点整備 ③　地域の実態の把握・分析	地域福祉課
	（２）住民主体による福祉活動の推進	①　生きがいサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進 ②　住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくり ③　福祉教育の推進	地域福祉課
	（３）個別支援と地域づくりの一体的な展開	①　地域支援員、地域支え合い推進員と相談支援包括化推進員との連携強化 ②　地域生活課題の把握 ③　個別支援と地域づくりの一体的な展開 ④　多様な主体との連携・協働による社会資源の開発	地域福祉課
Ⅲ　相談支援・権利擁護	（１）包括的な相談と支援	①　相談しやすい相談窓口の整備 ②　相談を断らず、関係機関と連携し、受け止める体制づくり ③　アウトリーチの強化、住民との協働 ④　チームによる対応、スーパービジョンの実施	生活支援課
	（２）相談支援マネジメントと地域における多機関協働の推進	①　社協内の連携や情報共有、記録の整備 ②　地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワークの構築 ③　多機関の連携・協働による複合的な課題への対応	生活支援課
	（３）権利擁護支援の体制整備	①　権利擁護支援のネットワーク構築 ②　権利擁護支援に関する事業の実施	生活支援課
Ⅳ　介護・生活支援サービス	（１）地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施	①　住民のニーズに応える介護・生活支援サービスの実施 ②　社協内の他部門との連携推進	福祉サービス課
	（２）サービスの質の向上、経営基盤強化	①　サービスの質の向上 ②　サービスの経営基盤強化	福祉サービス課